

第7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請手数料

(2) 法第8条第1項の規定による認定の申請（1件につき） 次の表に掲げる額

区分		手数料の額	
住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	12,800円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	12,800円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	21,200円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	34,900円
住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	17,800円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	17,800円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	30,400円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	49,600円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	31,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	31,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	67,400円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	107,300円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	46,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	46,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	100,700円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	160,600円